



1. トルコにおける M&A の概要と留意点(2)

2. ブラジルの労働法(2)

3. 政治・経済・産業トピックス

4. 主要国の経済指標

## 1. トルコにおける M&A の概要と留意点(2)

(前回レポートは、以下URLをクリックして、本文をご参照下さい。)

<http://www.bk.mufg.jp/report/insemeaa/BW20140314.pdf>

今回は、トルコにおけるM&Aの手法、クロスボーダーM&Aにおいて選択される手法について述べた。今回は、トルコにおけるM&Aの特徴について解説する。

### 4 トルコにおけるM&Aの特徴

株式譲渡契約についての準拠法に関する制約は特になく、トルコ法準拠とすることも、英国法などその他の国の法律を準拠法とすることもできる。トルコはEU加盟を目指しており、トルコ法をEUのスタンダードに調和させるべく必要な法改正を重ねており、法規制の合理化、現代化が進められている。最近でも、商法の大改正が実施され、少数株主の保護、コーポレートガバナンスの強化といった投資家保護の視点がより強く意識された法改正が実施されたところである。いずれにしても、トルコ企業の買収に係る株式譲渡契約において定められる条項は通常のコスボーダーM&Aの場合と異なることなく、(i)株式の売買についての合意、(ii)表明保証、(iii)誓約事項、(iv)取引実行(クロージング)の前提条件、(v)クロージング手続、(vi)クロージング後の誓約事項、(vii)補償条項(補償制限を含む)、(viii)解除条項、(ix)その他一般条項、という建付けがとられる。また、デューデリジェンス(企業を買収するにあたって法務、財務・会計、税務、ビジネス、環境、人事その他の観点から企業の状況、抱えているリスクを把握するプロセス)を実施することも通例である。

もっとも、トルコ企業を対象とする買収という観点から留意すべき点もいくつかある。まず、デューデリジェンスの観点からの留意点を紹介したい。

#### (1) デューデリジェンスに際しての留意事項

トルコ企業同士の契約はトルコ語で締結しないといけないというトルコ法上の要請もあって、トルコ企業が締結している契約の多くがトルコ語である。その結果デューデリジェンスで開示される資料はほぼすべてトルコ語で

あり、情報の収集・分析の制約となる。特にビジネス上重要な契約については早期に英訳したり、サマリーをまとめたりするなどして適切なリスクの把握が肝要である。デューデリジェンスはコストがかかるため、問題点に絞って報告させることもあるが、書類の整備状況、内部統制が実際どの程度効いているかを把握するためには、広く情報・書類の開示を求め、さらに弁護士などの専門家にまとめさせることによって、その企業の全体像が把握できる。また、トルコ企業の経営陣がみな英語を流暢に話せるとも限らない。デューデリジェンスに携わる専門家はトルコ語での対応が前提となるため問題はないが、買主自身によるビジネスデューデリジェンスにあたっては英語で対応することが一般的であるが、英語でのマネージメントインタビューでは情報の収集が必ずしも十分に行えないこともある。状況に応じてビジネス面についてのディスカッションのために通訳を手配することも検討されるべきであろう。

トルコ企業は同族企業であることが多い。同族企業の場合、会社と創業株主の資産の切り分けが必ずしも明確でなく、混在していたり、関連会社との取引が複雑・不透明であったりすることもある。買収するにあたってはこれらの関係を整理することが重要である。また、創業株主は、対象会社の借入れについて保証を提供していることも多い。株式譲渡を契機として保証の負担の解消を求められる場合にはその対応も買主として検討する必要がある。同族企業の場合に現在の株主（エクイティホルダー）が誰か確認することも重要なデューデリジェンスのポイントとなる。株式会社の場合、会社に備え置かれている株主名簿により確認する。そのほかに株主構成を証明する公的書類は存在しない。他方、有限責任会社の場合は、社員（エクイティホルダー）の情報を商業登記簿に登録することが求められていることから、出資者の情報を公的書類により確認することができる。もっとも、当該情報が最新情報かという点については別途検証が必要である。

トルコには航空、海運、メディアなどの特別なものを除き外資規制はなく、小売業、卸売業、製造業に対する外資規制は一般的に存在しない。したがって、外資規制が少なからず存在する他の新興国と比較すると法的な観点からの事業内容についての詳細なデューデリジェンスや外資規制に対応するためのストラクチャリングを検討するという事は求められない。

事業の支配権に変更が生じる取引で一定規模以上のものについては、トルコ競争法委員会の承認が必要となるので注意が必要である。具体的には、(i) 当事会社のトルコにおける売上高の合計が1億トルコリラを超え、かつ、当事会社のうち少なくとも2社以上のそれぞれのトルコにおける売上高が3000万トルコリラを超える場合、(ii) 買収取引において、買収対象事業又は財産にかかるトルコにおける売上高が3000万トルコリラを超え、他の当事会社のうち少なくとも1社の世界における売上高が5億トルコリラを越える場合、又は(iii) 合併において、合併当事者のうち少なくとも1社のトルコにおける売上高が3000万トルコリラを超え、他の当事会社のうち少なくとも1社の世界における売上高が5億トルコリラを超える場合、当局の承認が必要となる。企業結合にかかる申請を行った日から15日間の審査期間があり、その間に当事者に対して追加質問がなされる可能性がある。特段の追加質問がなければ、申請日から30日をもって自動的に承認がなされる。もっとも、競争制限への影響がないケースにあつては、申請日から3-4週間程度で承認がされる。競争制限にかかる影響を精査する必要があるケースでは、承認が得られるまでに3-6ヶ月程度かかることもある。

企業結合に伴う競争当局の承認取得にかかる期間は取引のスケジュールに影響を与える可能性があるため、デューデリジェンスにおいて関連情報は早い段階で収集することが望ましい。対象会社において海外に向けた

売り上げもあるような場合には、トルコのみならず第三国においても企業結合に関する申請手続が必要となることもあるので留意が必要である。

## (2) 契約条項についての留意事項

トルコは欧米企業からも注目を浴びていることもあって、中型・大型案件は、欧米企業をはじめとする国際的なプレイヤーが参加するビッドとなる傾向が強い。ビッドにおいては、価格が重要なことはもちろんであるが、取引が完了することの確実性の高さもポイントとなる。買主としては十分な前提条件(例えば、クロージング時点において表明保証が正確であることや契約締結後対象会社に重大な悪影響が生じていないことなど)を用意して、契約締結後の事情によっては取引を中断できるオプションを探りたいところである。しかしながら、買主の判断によって取引を中断することができる権利が認められると、取引が完了することの確実性が減少することとなるため、売主からの抵抗も相当程度強い。ビッドというプロセスの性質上、契約条項が全体的に売主側に有利な内容となることは否めない。これに対して相対のディールである場合には、買主側の意向をより柔軟に検討してもらえが、このようなディールにおいては、売主側にアドバイザーがついていないようなケースもあり、買主側のアドバイザーに契約内容を説明することが求められたり、株式譲渡契約についてトルコ語訳を求められたりする負担が生じる場合もある、ケースとしてはごく限られているがトルコ語を正本とすることが求められることもある。仮にトルコ語版も単なる参考訳ではなく、正本として扱うことを受け入れざるを得ない場合には、英語版も正本として扱うこと、英語版とトルコ語版の間に齟齬があった場合には英語版が優先するといった条項を設ける必要があるだろう。

契約条項は交渉力によって様々なバリエーションがあり得るが、高金利のトルコのディールにおいて見受けられる条項についても触れたい。金利が高い国にあっては、株式譲渡取引の完了が先延ばしになればなるほど、売主は譲渡代金を受け取っていれば得られたであろう金利見合いの収入を失うことになる。したがって、売主としてはできるだけ早急に取引を完了させたいという要請がより強くなる。他方、買主が大企業である場合、独占禁止法上の企業結合手続など手続履践のために一定の時間が必要となることがある。そこで、買主に対してできるだけ早急に取引を完了するために必要な手続を終わらせることに向けたインセンティブを効かせ、さらに売主の金利見合いについて一定程度補填するという意味合いをこめて、契約締結後一定の期間(例えば3ヶ月)が経過してなお取引が完了しない場合には、それ以後取引が完了するまでの期間について、譲渡代金に対して一定の金利を付することを要求されることもある(その分実質的な譲渡価額が増加することとなる)。このような費用をTicking Feeと呼ぶこともある。Ticking Feeのアレンジメントは、特に最近企業結合手続に関して想定以上に時間がかかる国もあるため、一般的には買主側としては受諾し難い。企業結合手続についての分析・見通しを踏まえて検討することとなる。なお、トルコにおける買収は、ドル建てで行われることも多く、その場合にはトルコリラを前提とした高金利を負担する合理性もないと考えられるので、仮にTicking Feeを受け入れる場合であっても、期間・料率については粘り強く交渉すべきであろう。

また、トルコでは高額印紙税が課されることについても触れておきたい。トルコにおいて何らかの受益があれば、契約当事者のいずれもがトルコ人・トルコ法人でなく、かつ、トルコ居住者でない場合であっても、印紙税が課税される。この「受益」は広く解されており、トルコ企業買収に係る株式譲渡契約も課税文書とされる。印紙税が課される場合、契約書面に記載された金額の最大額に対して0.948%の料率を乗じた額(但し、印紙税の上限は約148万TL(1TL=48円換算で約7100万円)。料率、上限ともに2014年1月現在)を支払う必要がある。原本1

通につきそれぞれ印紙税が課せられる運用であるため、株式譲渡など高額な取引になる場合には、原本を1通のみ準備することとして、印紙税を節約することも実務上頻繁に見受けられる。納税のタイミングは、契約締結後一定期間内に行えば足り、契約締結に先立って印紙税を納付する必要はない。印紙税の負担については当事者間の交渉matterであるが、原本を保管する者(通常は買主)が負担するというケースもしばしば見受けられるところである。

なお、トルコ企業を対象とする株式譲渡契約の準拠法を外国法にしたり、また、契約締結地を外国にしたりしても印紙税を免れることはできない。もっとも、売主がトルコ法人である場合は一定の条件を満たすことで免税され得る。

紛争解決手段について触れると、トルコは、外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約の締結国であることから、ニューヨーク条約締結国における仲裁判断をトルコにおいて執行することが可能である。トルコにおける裁判は、トルコ語で行われること(英文で準備した契約をトルコ語に翻訳する必要もでてくる)、トルコの裁判官が必ずしも国際的なM&A契約に慣れているとは限らないことから、株式譲渡契約の紛争解決手段としては第三国における仲裁(ロンドン、チューリッヒなど)が選択されることが多い。

契約条項とは少し離れるが、契約締結時における留意点も紹介したい。トルコ法を準拠法とする契約締結実務として、代表取締役以外の者が契約に署名する場合には、代表取締役による委任状を要求されることが一般的である。この場合、委任状について日本の公証役場で公証を受け、さらに認証(アポストイーユ。公証文言が付された文書が日本のものであることを日本国外務省が証明するための手続。)を要求されることもあり、サインングに向けたプロセスに時間がかかることがある。これらの手続は、法律上の要請ではないので、事前にもどのような書面をもって売主が満足するか事前に確認しておくことが重要である。直前に書類のロジスティクスが機能しないということにならないように留意が必要である。

### (3) 買収後の留意事項

トルコの企業を買収するといっても、株式のすべてを買い取らないこともよくある。引き続き創業株主・売主に経営に参画する機会を与え、従業員・取引先その他のステークホルダーへの移行対応を徐々に行っていくためである。企業買収は、デューデリジェンス、買収に至るまでの交渉、契約のドラフティングに注目が集まりがちであるが、買収完了後にどのように想定していたシナジーを出していくか、また、新たな親会社を迎えて体制も変わりどのように新体制に移行していくかということがより重要な課題である。スムーズな移行のために、創業株主にごく少数の割合であっても株主として残ってもらうという選択肢もよく検討される。このような場合には、少数株主に対して対象会社の経営に関してどのような権利を認めるのか(あるいは認めないのか)については株主間契約を別途作成して手当てをする必要がある。少数株主にとどまる場合は、拒否権までは認めずに協議事項にとどめ、協議事項の対象を相当程度限定するなどして通常オペレーションに大きな影響がでないような工夫をする必要がある。交渉の最終局面に入り、双方が歩み寄りを見せる中で妥結に向けた気運が醸成されることもあるが、長期に渡って影響が生じる可能性がある事項については安易に妥結することのないようにしたい。少数株主側において協議を経た結果に不服があるときはプットオプションの行使を認めるなどの方策も考えられるところである。また、株主間契約の中では、買主によるコールオプションを合意し、移行期間完了後は完全子会社化することができるような仕組みを設けることも検討されるべきであろう。

## 5 結びに代えて

トルコにおけるM&Aの実務に携わった経験を踏まえて、トルコにおけるM&Aの概要及びその留意点を紹介した。トルコは親日的な国であり、日本企業による買収を歓迎する傾向にある。もっとも、買収交渉にあつては日本企業であることが有利に働くということは必ずしもなく(不利に働くこともないが)、ハードな交渉が続く。もとより、対象会社ごとに置かれている状況、抱えているリスクは異なり、また、売主の交渉方針も様々である。したがって、以上の説明が普遍的に適用されることになるものではない。ただ、今後実際の案件を検討する上でご参考にしていただき、よりよいトルコにおける買収実務に少しでも寄与できれば望外の幸せである。

(2014年2月24日作成)

記事提供: アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 山神 理

国内外のM&A、コーポレート案件に従事。海外進出支援案件の取り扱い実績は多数にのぼる。トルコデスク担当。著書として「トルコにおけるM&A」(国際商事法務 Vol.41、No.11 2013)、「アジア・新興国の会社法実務戦略 Q&A」(商事法務 2013)など。講演として「トルコ進出セミナー(M&A と JV を中心に)」(2012年)、「トルコ進出にあたっての手法と留意点」(2013年)など。

## 2. ブラジルの労働法(2)

(前回レポートは、以下URLをクリックして、本文をご参照下さい。)

<http://www.bk.mufg.jp/report/insemeaa/BW20140314.pdf>

### 概要

ブラジル法関連レポートのシリーズ第2回となる今回は、ブラジルの労働法などで認められている労働者の基本的な権利について概説する。

### 1.はじめに

ブラジル法関連レポートの第2回では、ブラジルの労働法などにおいて認められている労働者の基本的な権利について概説する。ブラジルは保護主義の傾向が強く、ブラジルの労働者には他の国・地域の労働者に比べて広範な権利が認められている。そしてこれらの権利に付随して多発する労働訴訟は、ブラジルにおける会社経営上の主要な論点の一つとなっている。そこで本稿では、ブラジルにおける労働者の基本的な権利についてまとめた。

### 2.ブラジルの労働者の基本的な権利

労働法上、被雇用者には広範にわたる基本的な権利が認められており、雇用者はその活動内容にかかわらず、全ての被雇用者に対して係る基本的な権利を付与しなくてはならない。留意すべき主要かつ基本的な内容は以下の通りである。

#### (1) 月額給与

現在の最低月額給与額は 678 ブラジルリアルであり、これ以上の金額を支給する。

#### (2) 13 カ月給与(クリスマスボーナス)

月額給与と同額をボーナスとして支給する。支払いは2回に分けることができるが、50%までを11月に、残りを12月に支払う。

#### (3) 30 日の年次有給休暇

雇用期間が12カ月を経過した被雇用者には、当該年度から12カ月ごとに30日の年次有給休暇を付与する。

#### (4) 休暇ボーナス

有給休暇期間中、月額給与に加えて、月額給与の3分の1相当額を休暇ボーナスとして支給する。

#### (5) 週休

週休は最低1日で、日曜日に付与することが望ましい。なお、月額給与は週休分を含めて算出される。

## (6) 社会保障費および失業保障基金の負担

社会保障費の負担(詳細は下記 3 参照)および失業保障基金(Fundo de Garantia do Tempo de Serviço: FGTS)に対する月額給与の 8%相当額の積み立て義務。

## (7) 労働協約上の権利

別途雇用者および被雇用者の労働組合間で合意され、適用される労働協約によって認められる権利を付与する。

上記の他、勤務時間、夜間勤務、休日出勤、昼食券、交通費および出産・育児休暇などの基本的な権利について詳細な規定が存在する。

## 3. 社会保障費など

### (1) 雇用者による負担

労働法上、雇用者は、被雇用者の社会保障費を負担し、国立社会保障院(INSS)に対して支払い義務を負う。その項目、負担率は以下の通りである(負担率は雇用者の中心事業により定められる。また負担額の上限はない)。

社会保障項目・機関	負担率
(1) 社会保障費(INSS 管轄分)	20.0%
(2) 労働災害保険(SAT)	0%、1.0%、2.0%または 3.0%
(3) 全国産業社会奉仕団(SESJ)または 商業社会事業(SESC)または 運輸社会事業(SEST)	0~1.5%
(4) 全国工業職業訓練機関(SENAD)または 全国工業職業訓練機関(SENAC)または 全国運輸機関(SENAT)	0~1.0%
(5) 国立植民農地改革院(INCRA)	0~0.2%
(6) 小規模・零細企業支援サービス機関(SEBRAE)	0~0.6%
(7) 教育扶助	0~2.5%
総計	20.0~28.8%

### (2) 被雇用者による負担

被雇用者も、社会保障費を負担する(源泉徴収)。負担率は以下の通り月額給与により定められているが、457.49 ブラジルレアルを上限とする(以下は、2013 年 1 月より適用されている負担率)。

月額給与(ブラジルレアル)	負担率
1247.70まで	8%
1247.71~2079.50	9%
2079.51~4159.00	11%

### 4.Topic

ブラジルにおける会社経営上の問題点として、労務コストの負担が挙げられる。上記の通り、社会保障費(20.0~28.8%)に失業保障基金(8%)を加えたコストは給与の1.5倍以上となる。これに有給休暇、休暇ボーナスおよびクリスマスボーナスなどもコスト換算すれば、給与のほぼ2倍となってしまう。

係る労務コストの負担軽減の観点からは、利益分配制度(PPLR)の利用が考えられる。雇用者および労働組合との間で合意した場合、雇用者はPPLRを設定することができる。係るPPLRは、被雇用者が事前に定めた業務目標を達成した場合には、当該被雇用者が年に2回(最短で3カ月の期間を空ける)、ボーナスを受領することができるとするものである。PPLRに伴うボーナスの支払いは、雇用者による社会保障費およびFGTSの負担の対象外となり、また、税務上(所得税負担)のメリット(当該ボーナスにつき低額税率の適用)があるため、一定程度労務コストの負担軽減に寄与するものと考えられる。

(2013年7月1日作成)

記事提供:西村あさひ法律事務所 弁護士 田中 研也



## 3. 政治・経済・産業トピックス

### ■ (米国)ー量的緩和縮小継続。FRB議長、来春のゼロ金利政策解除の可能性を示唆

3月19日、米連邦準備理事会(FRB)は、米国公開市場委員会(FOMC)において、量的金融緩和のための証券購入額を1ヵ月当たり100億米ドル減らし、550億米ドルとすることを決定した。金融緩和を縮小しても、米国の景気、雇用への影響は少ないと判断した。

また、イエレンFRB議長は、記者会見で、金融緩和が終了する2014年秋から半年後の2015年春に、事実上のゼロ金利政策を解除する可能性があることに言及した。これを受けて、米国株、債券は急落。円安、アジア通貨安、アジア株安が進んだ。

### ■ (ウクライナ)ークリミア、住民投票実施。ロシアへの編入を承認

3月16日、ロシア軍が全土を掌握する中、ウクライナ南部のクリミア自治共和国において、住民投票が実施され、クリミアのロシアへの編入が9割超の賛成により承認された。

3月17日、ロシアのプーチン大統領は、クリミアを独立国として承認する大統領令に署名。18日には、クリミア自治共和国代表団などとロシアへの編入条約に調印した。

3月20日、米国のオバマ大統領は、ロシアがクリミア編入を既成事実とした際には、ロシアの主要産業を対象とする制裁が可能となる大統領令に署名。米国は、クリミア編入に関連するロシア政府高官20名と、関連の銀行を制裁対象とした。

### ■ (ロシア)ーS&P、フィッチが格付見通しをネガティブに。1-3月の純資本流出額増加

3月20日、格付け会社スタンダード&プアーズ(S&P)、3月21日にフィッチが、ロシアのソブリン格付の見通しを「安定的」から「ネガティブ」に引き下げた。ロシアのクリミア編入に対する欧米のロシアへの制裁措置により、ロシア経済が減速するリスクが高まっていることが理由。

3月24日、ロシア経済発展省は、2014年1-3月の海外への純資本流出額が、約700億米ドル(約7兆円)に達するとの予測を公表した。これは、昨年1年間の資金流出額を上回る水準。クリミアを巡り欧米との関係が悪化したことが影響している。

### ■ (カナダ)ー韓国とのFTA交渉妥結

3月11日、カナダのハーパー首相と韓国の朴槿恵(パク・クネ)大統領は、ソウルで二国間の自由貿易協定(FTA)交渉が妥結したことを発表した。来年にも発効する見込み。カナダにとっては、アジア諸国との初のFTAとなる。発効後、10年間で関税を撤廃する。カナダで現在6.1%の乗用車に対する関税は、発効後2年でゼロになる。韓国側は、牛肉の関税(現在、関税率15%)を15年で撤廃する。

### ■ (アルゼンチン)ームーディーズ、国債格付け見通しを1段階引下げ

3月17日、米信用格付け大手ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、アルゼンチンの国債格付けを「B3」から「Caa1」に1段階引き下げた。外貨準備が急速に減少しており、外貨建て債務の返済ができないリスクが高まっていることと説明している。

## 4. 主要国の経済指標

米国	単位	2012	2013	2013/2Q	2013/3Q	2013/4Q	Dec-13	Jan-14	Feb-14	備考
実質GDP成長率	%	2.8	1.9	2.5	4.1	2.4				季節調整済み、前期比、年率表示
インフレ率	%	2.1	1.5	1.8	1.2	1.5	1.5	1.6	1.1	消費者物価指数(CPI)、前年同期比、Qは各期末日
貿易収支	十億ドル	-741	-704	-175	-178.4	-171.9	-58.7	-59.3		
経常収支	十億ドル	-440		-96.6	-94.8	-81.1				
政策金利	%	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	0.00-0.25	FF金利誘導目標
外国為替相場	対円	86.38	102.23	99.25	98.13	104.94	104.94	102.23	102.08	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ドル	13,104.14	16,576.66	14,909.60	15,129.67	16,576.66	16,576.66	15,698.85	16,321.71	NYダウ工業株30種、各期末日レート
失業率	%	8.1	7.4	7.5	7.2	6.7	6.7	6.6	6.7	Qは各期末日

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、米商務省、米労働省、連邦準備理事会など)

EU	単位	2012	2013	2013/2Q	2013/3Q	2013/4Q	Dec-13	Jan-14	Feb-14	備考
実質GDP成長率	%	-0.6	-0.4	0.3	0.1	0.3				ユーロ圏、前期比
インフレ率	%	2.5	1.4	1.4	1.3	0.8	0.9	0.8	0.7	消費者物価指数(HICP)、ユーロ圏、前年比
貿易収支	十億ユーロ	86.6	158	40.5	36.5	43.9	13.7			ユーロ圏
経常収支	十億ユーロ	126.2	216.7	48.9	48.9	87	33.2			ユーロ圏
政策金利	%	0.75	0.25	0.50	0.50	0.25	0.25	0.25	0.25	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	1.3217	1.3500	1.3000	1.3535	1.3772	1.3772	1.3500	1.3804	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ユーロ	2,635.93	3,109.00	2,602.59	2,893.15	3,109.00	3,109.00	3,013.96	3,149.23	ユーロ・ストックス50指数、各期末日レート
失業率	%	11.4	12.1	12.1	12.1	12.0	12.0	12.0		ユーロ圏

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、EUROSTAT、ECBなど)

ブラジル	単位	2012	2013	2013/2Q	2013/3Q	2013/4Q	Dec-13	Jan-14	Feb-14	備考
実質GDP成長率	%	1.0	2.3	3.3	2.2	1.9				前年比
インフレ率	%	5.8	5.9	6.7	5.9	5.9	5.9	5.6		拡大消費者物価指数(IPCA)、前年比、Qは各期末日
貿易収支	億ドル	194	26	21	14	42	27	-41	-21	
経常収支	億ドル	-542	-814	-186	-171	-209	-87	-116		
政策金利	%	7.25	10.00	8.00	9.00	10.00	10.00	10.50	10.75	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	2.0479	2.3605	2.2087	2.2246	2.3605	2.3605	2.4163	2.3330	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	リアル	60,952.08	51,507.16	47,457.13	52,338.19	51,507.16	51,507.16	47,638.99	47,094.40	ボベスバ指数、各期末日レート
失業率	%	5.5	5.4	6.0	5.4	4.3	4.3	4.8		Qは各期末日

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、地理統計院(IBGE)、ブラジル中銀など)

トルコ	単位	2012	2013	2013/2Q	2013/3Q	2013/4Q	Dec-13	Jan-14	Feb-14	備考
実質GDP成長率	%	2.2		4.4	4.4					前年同期比
インフレ率	%	8.9		7.0	8.3	7.5	7.4	7.5	7.9	消費者物価指数(CPI)、前年同期比
貿易収支	百万米ドル	-84,083	-99,782	-28,939	-24,549	-24,530	-9,917	-6,819		
経常収支	百万米ドル	-48,497	-65,004	-20,548	-12,166	-15,734				
政策金利	%	5.50	4.50	4.50	4.50	4.50	4.50	10.00	10.00	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	1.7862	2.1431	1.9305	2.0207	2.1431	2.1431	2.2603	2.2051	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	リラ	78,208.44	67,801.73	76,294.51	74,486.56	67,801.73	67,801.73	61,858.21	62,553.32	イスタンブールナショナル100種、各期末日レート
失業率	%	9.2		9.6	10.1	10.0	10.0			

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、トルコ中銀など)

ロシア	単位	2012	2013	2013/2Q	2013/3Q	2013/4Q	Dec-13	Jan-14	Feb-14	備考
実質GDP成長率	%	3.4	1.3	1.2	1.2		1.0			前年同期比
インフレ率	%	5.1	6.8	7.2	6.4		6.5	6.1	6.2	前年同期比
貿易収支	百万米ドル	192,298		42,462			19,260	20,740		
経常収支	百万米ドル	71,431		3,412	1,100	4,700				
政策金利	%	8.25	5.50	8.25	5.50	5.50	5.50	5.50	5.50	各期末日レート(2013年9月より1週間物入札レボ金利に変更)
外国為替相場	対ドル	30,500	32,877	32,816	32,380	32,877	32,877	35,151	35,907	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ルーブル	1,474.72	1,504.08	1,330.46	1,462.82	1,504.08	1,504.08	1,454.45	1,444.71	MICEX指数、各期末日レート
失業率	%	5.7	5.4	5.4	5.2		5.6	5.6	5.6	

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、ロシア中銀など)

南アフリカ	単位	2012	2013	2013/2Q	2013/3Q	2013/4Q	Dec-13	Jan-14	Feb-14	備考
実質GDP成長率	%	2.5	1.9	3.0	0.7	3.8				前期比、年率表示
インフレ率	%	5.6	5.4	5.5	6.0	5.4	5.4	5.8	5.9	各期末月、前年同期比
貿易収支	億ランド	-755	730	-135	-294	-85		26	-171	
経常収支	億ランド	-1,976		-547	-631					
政策金利	%	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.50	5.50	各期末日レート
外国為替相場	対ドル	8.473	10,551	9,925	10,050	10,551	10,551	11,161	10,740	各期末日(LONDON市場の午後4時30分時点)レート
株価	ランド	34,795.50	41,482.39	35,051.49	39,449.84	41,482.39	41,482.39	40,586.73	42,771.61	FTSE/JSEアフリカトップ40指数、各期末日レート
失業率	%	24.9	24.7	25.6	24.7	24.1				四半期毎

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、南ア準備銀行など)

(作成日:2014年3月25日)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザリーサービスの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京UFJ銀行 国際業務部 教育・情報室  
(照会先) 北村 広明

(e-mail): [hiroaki\\_2.kitamura@mufg.jp](mailto:hiroaki_2.kitamura@mufg.jp)